

# 東小金井駅開設記念会館 ご利用の案内 「マロンホール」



## 1 名称（愛称）及び所在地

名称 東小金井駅開設記念会館  
愛称 マロンホール  
位置 小金井市東町三丁目7番21号  
JR「東小金井駅」徒歩約5分  
電話 0422-30-0660  
FAX 0422-30-0012



## 2 施設概要

### 【1階 ギャラリー】

展示用の本格的な設備を有したギャラリーです。机やイスを並べることで、会議室としてもご利用いただけます。

<定員 54名 面積 103.61㎡>

また、可動式の展示パネルを動かすことで多様な展示スペースを演出できます。

天井高：3.3m

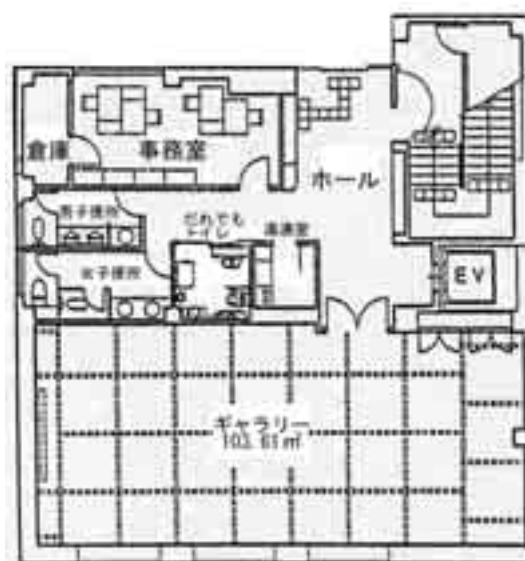
展示パネル：縦 3.3m 横 1.5m (11枚)

ピクチャーレール位置：壁面最上部

ピクチャーレール長さ：28.9m (壁面部分)

6.15m (パネル部分)

展示可能な壁面：合計 35.05m (パネル収納時)



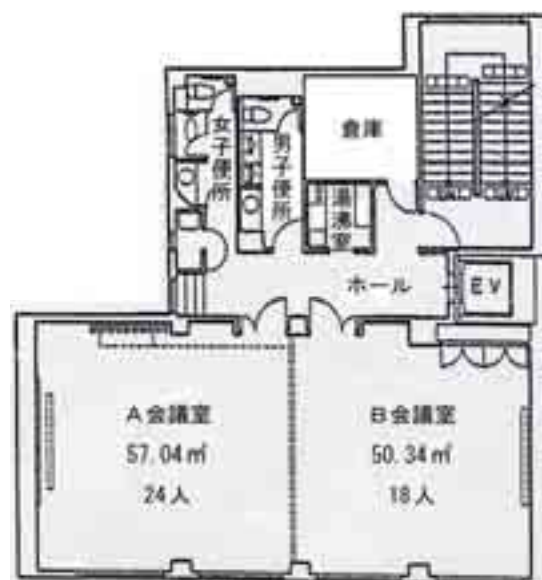
### 【2階 会議室】

A会議室とB会議室の間の可動壁を開けることで、1室として利用することも可能です。

室内の机やイスは自由に配置して結構ですので、使用後は元の位置に戻してください。

A会議室<定員 24人 面積 57.04㎡>

B会議室<定員 18人 面積 50.34㎡>



### 【3階 和室】

コルク敷きの和室です。可動式の舞台も備えていますので、民謡等にもご利用いただけます。

なお、第1・3・5火曜日の午前9時から午後5時は、小金井市悠友クラブが優先利用しますので、一般への貸出は行いません。

〈定員 40人 62.06㎡〉

舞台広さ：2.4m×3.6m



### 3 使用時間

午前9時～午後10時の間で、1時間単位で受け付けます。承認時間の中には準備及び片付けに要する時間も含まれます。使用時間を厳守するよう、お願いいたします。

### 4 使用期間

同一の利用者が連続して利用できる期間は次のとおりです。

- ① 会議等目的 引続き 5日以内
- ② 展示等目的 引続き 10日以内

### 5 休館日

- ① 毎月第2木曜日及び第4木曜日。(祝日も変わりません)
- ② 1月1日から同月3日及び、12月29日から同月31日まで。

### 6 使用料

使用時間帯		ギャラリー	A会議室	B会議室	和室
午前9時から午後10時まで1時間当たり		600円	300円	300円	300円
延長	使用時間帯前後1時間当たり	600円	300円	300円	300円

営利または、入館料等が501円以上の場合は、100%増

### 7 駐車場

搬入搬出用及び、身体の不自由な方の駐車場しかありません。(各1台分) 搬入搬出が終わりましたらすみやかに車の移動をお願いします。近隣居住者の迷惑になりますので、路上駐車は固くお断りいたします。

## 8 申請方法

- 申請期間 ① 会議等目的 使用日の3ヶ月前の月の5日から、使用日の3日前まで。  
② 展示等目的 使用日の6ヶ月前の月の10日から、使用日の3日前まで。  
※ ただし、②は連続3日以上の使用の場合です。

受付場所 当会館1階の受付窓口

## 9 申請上の注意

- ・ 申請者が中学生以下の場合は、保護者の同意が必要です。
- ・ 市の行事等が入っている場合は、使用出来ない場合があります。
- ・ 電話での予約は受け付けますが、郵送や電話による申請は出来ません。

## 10 初日の受付

毎月5日（会議等目的）と10日（展示等目的）の午後1時から行われる初日受付は当会館2階の会議室で行います。開始時間までにお集まりください。初日受付が休館日に当たるときは、その翌日に行います。

また初日受付の際は、抽選により申請の順番を決定します。抽選に参加できるのは、1団体につき1名様に限らせていただきます。

## 11 申請の取消

使用申請の取消しをした場合、次のとおり既納使用料の還付が受けられます。ただし、お手続きの際はお渡し済みの承認書と認印が必要となります。

（スタンプ式、三文判も可）

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| ① 30日前までに使用の取消をしたとき。     | 全額   |
| ② 29日から3日前までに使用の取消をしたとき。 | 2分の1 |

## 12 使用日時・部屋の変更

他の利用者の迷惑にならない限り、使用時間の延長や部屋の変更は可能です。その際、既納使用料と変更後の使用料の追加料金をお支払いいただきます。ただし、午後10時以降の延長は出来ません。

## 13 喫煙について

館内は、すべて禁煙です。タバコを吸われる場合は、屋外の指定の喫煙場所をお願いします。

#### 1 4 原状回復の義務

会場の返還の際は原状回復をお願いします。時間内の原状回復ができず、次の利用者に迷惑をかけた団体には、今後の使用をお断りすることもありますので、ご注意ください。

#### 1 5 使用の不承認

次に該当するときは、使用の承認ができません。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき。
- ② 建物や備付物件をき損する恐れがあるとき。
- ③ 管理上支障があるとき。
- ③ その他、市長が不相当と認めたとき。

#### 1 6 使用承認の取消

次のいずれかに該当の場合は、使用を停止、制限又は、取消することがありますので、ご注意ください。

- ① 使用の権利を譲渡又は転貸したとき。
- ② 使用の承認を受けた目的以外の使用をしたとき。
- ③ 無許可で物品販売や募金活動等を行ったとき。
- ④ 市の条例又は、条例に基づく規則に違反したとき。
- ⑤ 災害その他の事故により、施設の使用ができなくなったとき。
- ⑥ 公益上その他、特に必要な事態が生じたとき。

#### 1 7 禁止事項

- ① 使用許可のない部屋へは立ち入らないでください。
- ② 許可なく施設に掲示物を貼らないでください。
- ③ 施設内へ危険物を持ち込まないでください。
- ④ 大きな音を出さないでください。

#### 1 8 非常時のお願い

- ・ 施設の設備や非難口等をあらかじめご承知おきください。
- ・ 地震、火災等の非常時にはドアを開放し、来場者の安全を確保してください。
- ・ 出入口、非常口、通路、消火設備等の付近には、物を置かないでください。特に、階段付近で受付をする場合は、防火戸の動作を妨げないでください。
- ・ 大規模地震警戒宣言が発令されたときは、係員の指示に従ってください。

